苦情処理フローチャート（通常処理）

〈日数〉

（1） 苦情申立人による苦情申立ての意思表明

↓

（2） 調達機関との協議（任意）

↓

0日　（起算日）　（3） 苦情申立て

→ （4） 調達機関に送付

↓

7作業日以内　（5） 受理するか否かの決定

→ （6） 申立人、調達機関に通知

↓

（7） 受理した旨の公示 （参加者の募集）

↓

10日以内　（8） 契約締結又は契約執行の停止要請 （（3）から10日以内）

→ （9） 調達機関が従わない場合、理由を審査会に送付
（10） 委員会は、理由の写しを申立人に送付

↓

（11） 参加者の確定（通知の締め切り） （（7）から5日以内）

↓

（12） 調達機関が委員会に報告書を提出 （（4）から14日以内）

→ （13） 委員会は報告書の写しを申立人及び参加者に送付

↓

（14） 申立人及び参加者からの意見又は委員会の検討の希望の表明
（（13）から7日以内）

↓

（15） 検討の開始

↓

90日以内　（16） 報告書及び提案書の作成

→ （17） 報告書及び提案書の申立人、調達機関等への送付

↓

（18） 調達機関が提案に従わない場合の理由の委員会への送付
（（17）から10日以内）